

富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下、「規則」という。）第24条及び、富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱（以下、「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 住宅 一戸建て住宅（店舗や事務所等の用に供されている部分が延べ面積の2分の1未満であるものを含む）又は共同住宅（長屋を含む。）の住戸とし、賃貸住宅を除くものをいう。

(2) 中古住宅 第5条による申請を行おうとする者以外が所有権登記していたことのある住宅をいう。

(3) リフォーム 前号について行う増築、又は質的向上のための改修工事又は修繕工事で市長が適当であると認めるものとし、外構に関する工事を除くものをいう。

(4) 補助対象工事費 第4条第1号から第3号までの事業計画の認定の基準に適合するリフォームの工事費をいう。ただし、この補助金の申請に関する事業計画に、国又は地方公共団体等の他の補助事業により補助される工事の部分があるときは、その部分に関する工事費を除くものとする。

(5) 合計所得月額 第12条の規定による補助金の交付を受けようとする者及び同居する者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額の合計から公営住宅法施行令第1条第3項に掲げる額を控除した額を十二で除した額とする。

(補助対象の区域)

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第2条第1項第2号に掲げる区域とする。

(事業計画の認定の基準)

第4条 次条第4項に規定する事業計画の認定の基準は、次の各号によるものとする。

(1) 一戸建て住宅について行うリフォームについては、制度要綱第7条第2項第1号に規定する「公共交通沿線住宅指針1-1」とし、共同住宅の住戸について行うリフォームについては「公共交通沿線住宅指針1-3」とする。

(2) 次のいずれかに該当するリフォーム工事であること。

ア 中古住宅を取得し、新たに自ら居住するために行うもので、住宅の取得に伴う所有権保存登記をした日から起算して1年以内に事業計画の認定の申請を行うものであること。

イ 自ら居住する自己所有の住宅に対し同居する者の増加（親族に限る）のために行うもので、次条第1項の規定による認定の申請の日の1年前の日から第13条第1項の規定による補助金の交付の申請の日までにおいて、新たに出生、転居又は転入した者がその住宅に住所を有すること。

(3) 次条の規定による事業計画の工事施工者が、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けていること。

(4) リフォームに関する補助対象工事費が100万円以上であること。

(5) 補助金の交付を受けようとする者及び同居する者に、本補助金又は富山市まちなかりフォーム補助事業補助金の交付を受けた者がいないこと。

(事業計画の認定の申請等)

第5条 第3条の区域において、中古住宅の取得又は同居する者の増加のために住宅のリフォームを行い、補助金の交付を受けようとする者は、事業計画を作成し、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業計画認定申請書（様式第1号）に、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該事業計画による工事の着工前に行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

(1) 建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(4) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

4 市長は、第1項の規定による申請があり、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る事業計画が前条に規定する認定の基準に適合すると認めるときは、事業計画を認定することができる。

5 前項の認定は、第14条の規定による補助金の交付を予約するものと解してはならない。

（事業計画の認定の通知）

第6条 市長は、前条に規定する事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を富山市公共交通沿線リフォーム補助事業計画認定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（事業計画の変更）

第7条 第5条の規定による事業計画の認定を受けた者及び第8条の規定による事業計画の地位の承継を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた事業計画を変更し、補助対象工事費に該当するリフォームの工事箇所や内容を追加する場合にあっては、富山市公共交

通沿線リフォーム補助事業計画変更認定申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、変更後の事業計画により追加する工事の着工前に行うものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があり、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に関する事業計画が第4条に掲げる基準に適合すると認めるときは、事業計画の変更を認定することができる。

4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに、その旨を富山市公共交通沿線リフォーム事業計画変更認定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（事業計画の地位の承継）

第8条 認定事業者の地位を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市公共交通沿線リフォーム事業計画地位承継承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第1項の承認を受けようとする者が、引き続き認定を受けた事業計画に従って事業を実施する者であると認める場合は、第5条第3項の規定に該当する者を除き、認定事業者の地位の承継を承認することができる。

4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに、その旨を富山市公共交通沿線リフォーム事業地位承継承認通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（事業計画の中止又は廃止）

第9条 認定事業者は、第6条の規定による認定の通知のあった日以降において、事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市公共交通沿線リフォーム事業中止（廃止）届（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（事業計画の認定の取消し）

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、

事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により、事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。
- (3) 事業計画の認定を受けた日以後において、第5条第3項各号に該当する者になったとき。
- (4) 第6条の規定による認定の通知があった日から1年以内に当該補助対象事業にかかる補助金の交付申請をしないとき。

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、認定を受けた事業計画による補助対象工事費に対し、100分の10を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、1住戸につき30万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、認定計画に関する事業が完了した後、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付申請書(様式第8号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、第6条の規定による認定の通知があった日から1年内に行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の交付の申請をすることができない。

- (1) 第1項の申請を行う時点の合計所得月額(同居する者の増加のために行うリフォームにあっては増加した者の所得を除いた合計所得金額)が月額44万5千円を超えている者
- (2) 市区町村税を滞納している者
- (3) 建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (4) 暴力団員
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認め

られる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

(補助金の交付の決定等)

第13条 市長は、前条の規定による申請があり、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、速やかに補助金の交付を決定及びその額の確定を行い、当該申請をしたものに通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、交付の決定及び額の確定の手続を規則19条の規定により併合し、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する通知の後、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第15条 市長は、第13条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により、補助金等の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(3) 補助金等の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。

(4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(細則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 認定の申請に必要な添付書類

提出書類	内容
提出書類一覧及び確認事項（別紙1）	申請者確認欄
富山市公共交通沿線住宅リフォーム事業計画（別紙2）	事業計画の概要
見積書	補助対象工事の内容がわかるもの
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等
建設年月日がわかる書類	建築基準法に基づく検査済証の写し又は新築・増築時の確認済証の写し、台帳記載事項証明書（原本）、登記事項証明書（原本）、その他これに類する書類
平面図（計画前、計画後）	方位、縮尺、寸法、間取り、工事箇所及び工事内容がわかるもの
求積図表	床面積（戸建て住宅の場合のみ）
構造耐力上安全であることを示す書類 （昭和56年5月31日以前に着工した住宅にリフォームを行う場合のみ）	<p><木造の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山市木造住宅耐震改修支援事業を受ける場合にあつては、「富山市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書」の写し（全体改修工事の場合に限る） ・その他の場合にあつては、構造耐震指標（I_w）が1.0以上であり、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれに準ずると認めるもの <p><非木造の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造耐震指標（I_s）が0.6以上かつ保有水平耐力に係る指標（q）が1.0以上であることがわかるもの
その他市長が必要と認めるもの	適宜

別表第2 交付の申請に必要な添付書類

提出書類	内容
提出図書一覧及び確認事項（別紙3）	申請者確認欄
申請内訳書（別紙4）	完成した事業の概要
工事請負契約書の写し	契約者名、契約日及び工事内訳がわかるもの
支払の証明	改修工事に要した費用の支払いが確認できるもの
所得・課税証明書または非課税証明書等（原本）	申請者及び同居する者の最新年度の所得を証する書類（所得の合計を12で除した額が44万5千円以下であること） ・同居する者の増加の場合は新たに同居する者を除く満18歳以上の者全員分 ・中古住宅取得の場合は満18歳以上の者全員分
市区町村税の納税証明書（原本）	概ね1か月以内に取得した最新年度のものとし、申請者の税の滞納がないことを証する書類
工事写真	リフォームの施工が確認できる工事写真（工事前、途中、工事後の状況がわかるもの）
構造耐力上安全であることを示す書類（昭和56年5月31日以前に着工した住宅にリフォームを行った場合のみ）	「富山市木造住宅耐震改修支援事業費補助金確定通知書」の写し（全体耐震改修工事の場合に限る）や耐震基準適合証明書等により、耐震化が完了したことがわかるもの
住宅の登記簿謄本（原本）	住宅の自己所有又は区分所有を証する書類 ・増築等の場合は変更登記が完了したもの
建築基準法による検査済証の写し	補助対象工事について、建築基準法による確認申請を行った場合のみ
戸籍謄本（原本）	申請者と世帯を別として新たに同居する者との親族関係がわかるもの（申請者と別世帯で、新たに同居する者がいる場合のみ）
その他市長が必要と認めるもの	変更に伴う書類（変更認定を必要としない場合）等